

同一日2か所目の訪問看護ステーションによる

緊急訪問の評価

骨子【I-4(7)】

第1 基本的な考え方

医療ニーズが高く複数の訪問看護ステーションからの訪問を受けている利用者に対して、同一日に2か所目の訪問看護ステーションから緊急訪問を実施した場合を評価する。

第2 具体的な内容

1 人の利用者に対し複数の訪問看護ステーションが訪問看護を実施している場合であって、同一日に2か所目の訪問看護ステーションが、利用者等からの求めに応じて、その主治医の指示に基づき緊急訪問を実施した場合は、2か所目のステーションは緊急訪問看護加算を算定できることとする。

[算定要件]

特掲診療料の施設基準等の「別表第七」に掲げる疾病等の者及び「別表第八」に掲げる者又は特別訪問看護指示書若しくは精神科特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週4日以上指定訪問看護が計画されている者に限る。

[施設基準]

- (1) 24時間対応体制加算を届け出ていること。
- (2) 同一日に2か所目の訪問看護ステーションとして緊急訪問看護加算の算定日前1月間に、当該利用者に対して訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費を算定していること。